

美 (理) 容 所 開 設 届 出 書

年 月 日

(宛先) 金沢市保健所長

開設者 住 所 **金沢市西念3丁目4番25号**

法人の場合は
代表者名も記載する

ふりがな氏名 **かなざわ たろう
金沢 太郎**

法人の場合は
代表者の生年月日

昭和〇〇年 〇月〇〇日生
電話 **(076) 234-5114**

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所	所 在 地	金沢市 西念3丁目4番25号
	ふりがな 名 称	さいねんびようしょ 西念美容所 電話 234 - 5114
管 理 者 (管理美容師) ※	住 所	金沢市西念3丁目4番25号
	ふりがな 氏 名	かなざわ たろう 金沢 太郎 昭和〇〇年 〇月〇〇日生
	登 録 番 号 (免許番号)	国 第〇〇〇〇〇号 平成〇〇年 〇月〇〇日
	資 格 番 号	(県名) 石川県 第 △△ 号 令和 □年 □月□□日

美容師が2名以上在籍するときは
必ず記載すること。
他の美容所との兼任はできません。

構造設備概要※

開設予定年月日

同一の場所で開設する
理容所がある場合※

新開設検査確認証の番

理容所が併設されている場合は
記載すること

※理容所申請は美と理を置き替えてください

修 了 証 書

第 △△号

金沢 太郎

令和 □年 □月□□日修了
令和 ×年 ×月 ×日交付

あなたは美容師法第12条の3第2項の規定に
より石川 県 知事が指定した令和 □年度
管理美容師資格認定講習会において所定の課程
を修了しましたのでこれを証します

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

理事長



印



業務に従事する者(免許を有しない者を含む)

従事者氏名 生年月日	免許発行者	免許登録番号 登録年月日
金沢 太郎 昭和〇〇年 〇月 〇〇日生	厚生労働大臣 ()知事	第 〇〇〇〇〇 号 平成〇〇年 〇月 〇〇日
石川 花子 平成〇〇年 〇月 〇日生	厚生労働大臣 (石川県)知事	第 〇〇〇〇〇 号 令和 〇年 〇月 〇〇日
生年月日	発行者 知事	第 〇〇〇〇〇 号 年 月 日
生年月日	大臣	第 〇〇〇〇〇 号

働くすべての美容師について登録が必要
(登録のない美容師は、その美容所での施術はできません)

都道府県知事が発行者の場合は都道府県名を記載

美容師免許証

石川県
金沢 太郎
昭和〇〇年〇月〇〇日生

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）により
美容師の免許を与える

厚生労働大臣
×××××
×××××
×××××
×××××
印

指定登録機関 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長
平成〇〇年〇月〇〇日交付
美容師名簿に登録しこの証明書を交付する
甲〇〇〇年〇月〇〇日登録
第〇〇〇〇〇〇〇〇号

構造設備の概要

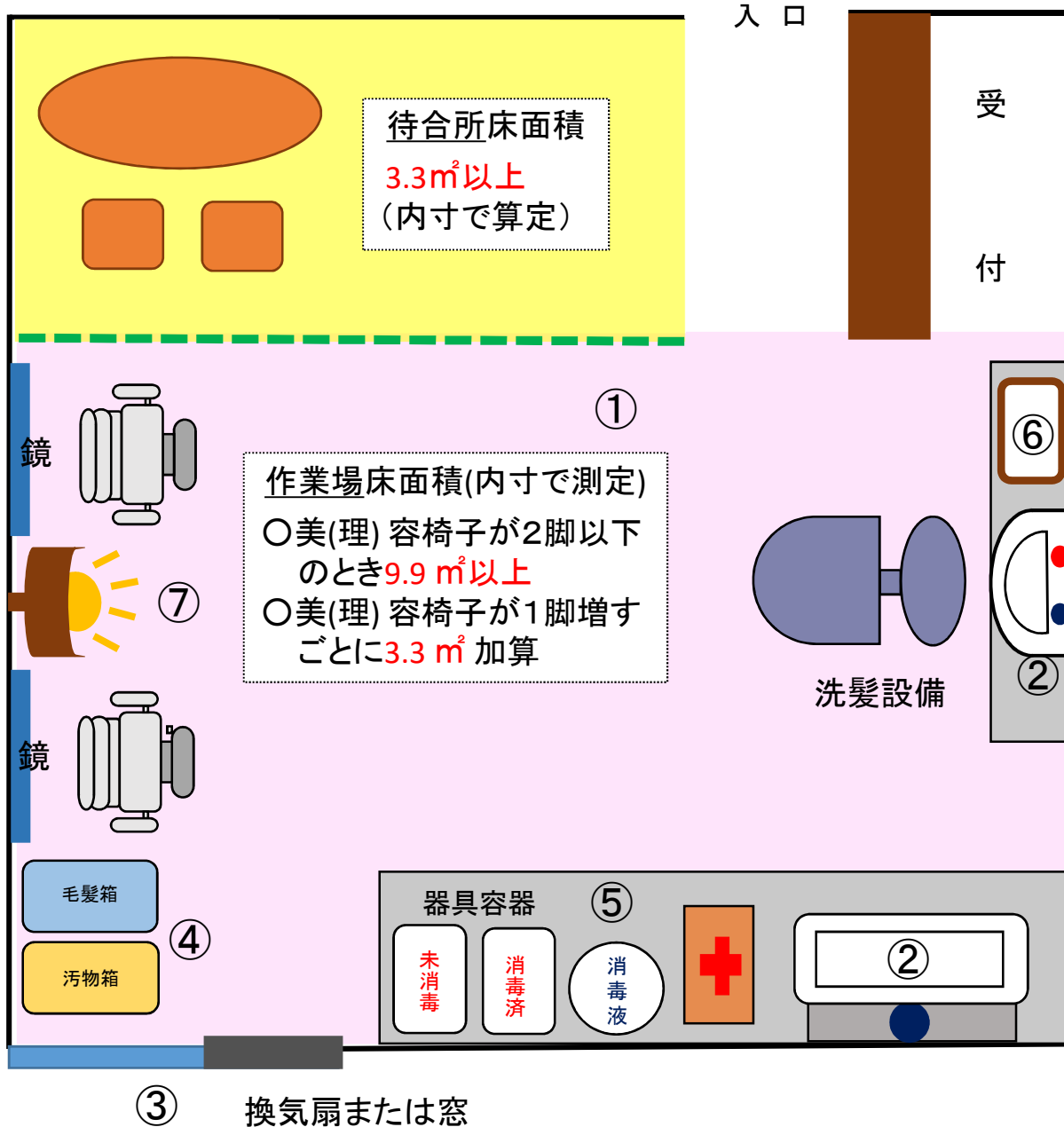
椅子	2 台	消毒済器具容器	1 個
作業場面積	20.5 m ²	未消毒器具容器	1 個
洗面面積	5.5 m ²	布片入れ容器	1 個
洗髪設備	有 (1台) 無	外傷救急箱	有 無
洗浄設備	有 無	薬液消毒	エタノール 次亜塩素酸ナトリウム グルコン酸クロルヘキシジン 両性界面活性剤 ()
照明 (作業場100ルクス以上)	蛍光灯 W LED 40 W 10 本 白熱球 W 本	紫外線消毒器	有 無
照明装置	有 無	蒸気消毒器	有 無
(ふた付)	1 個		
汚物箱 (ふた付)	1 個		

洗髪及び洗浄設備は各1つずつ必要。兼用はできません。

エタノールか次亜塩素酸ナトリウムのどちらかを必ず用意すること

LEDの場合は空いているスペースに記入。ワット相当の記載でよい。

美(理)容所 構造設備概要



施設一般

- ・作業場は一定の区画を設け居室と区分
- ・作業場と待合所は区別して設ける

① 床・腰板(作業場)

不浸透性材料

(例:コンクリート、タイル、リノリウム又は板等)

② 洗髪・洗場

- ・水回りは洗髪及び洗場の**最低2つ**設ける
- ・洗髪設備は給湯可能とする
- ・水道蛇口より直接給水可能とする
(タンク式は不可)

③ 換気設備

美(理)容所内の炭酸ガス量は5cm³/L 以下に保持

④ 毛髪箱、汚物箱

各々別途に備え、ふた付きとする

⑤ 消毒設備

- ・器具容器(消毒済用、未消毒用)
- ・消毒液、外傷救急箱

⑥ 布片入れ容器

使用済みタオル入れ(カゴ等も可)

⑦ その他設備(照明)

照明の採光は作業面で100LUX以上

提出書類等チェックリスト

- 付近見取図
 - ✓ 付近見取図は、美（理）容所の場所が分かるものであること。
- 構造及び設備の平面図
 - ✓ 平面図には寸法と設備の配置図を記載すること。
- 美（理）容師の資格を証する書類（美（理）容師免許証）
 - ✓ 原則として原本と写し（提出用）を持参すること。
 - ✓ 名字が違う場合は戸籍抄本や住民票等公的書類を添付すること。（免許証等の変更手続きをすみやかに行うこと）
- 管理美（理）容師を置く場合は、その資格を証する書類（修了証書）
 - ✓ 美容師が2名以上在籍するときは必ず提出してください。
 - ✓ 原則として原本と写し（提出用）を持参すること。
 - ✓ 管理美（理）容師は、毎日施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理し、常に従業員の健康管理に注意することができる者とする。
- 健康診断書（結核、皮膚疾患等）
 - ✓ 結核、感染性の皮膚疾患にかかっていないことが分かれば健康診断書の様式は問いません。
 - ✓ 健康診断書は3ヵ月以内のものを提出すること。
- 開設者が外国人の場合、住民票の写し
(住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- 開設検査手数料 16,000円
 - ✓ 開設検査手数料の支払いは現金のみ。

[お問い合わせ]

金沢市保健所衛生指導課環境衛生係

〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号

TEL.076-234-5114 FAX.076-220-2518

令和3年2月作成